

# 山田みやこの活動報告

令和6年1月21日(日)

## 栃木県DV被害者等地域支援サポーター交流会

講師 認定特定非営利活動法人ウィメンズハウスとちぎ カウンセラー藤平裕子さん

【なぜ女性は困難な問題を抱えるのか】

～女性が安心・安全に生きられない社会を考える～

### 1.女性への暴力と「女性支援法」

- ・女性への暴力は社会の問題  
見えなかった様々な女性への暴力を可視化  
個人的なこととされてきた女性への暴力を、社会の問題として可視化
- ・人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現に寄与
- ・66年間ほとんど改正されなかった売春防止法と婦人保護事業が女性支援法へ

### 2.女性が置かれている社会の状況

DV被害の実態は、被害体験のある女性 4人に1人  
その内、5人に1人は「命に危険を感じたことがある」  
DV専門相談機関への相談は1%以下  
性被害者の多くの相談は1%以下

### 3.女性支援に求められる援助と視点

女性への暴力は、社会にある不平等な力関係を背景にして起きる加害・被害である。  
被害者支援に大切な支援者の立ち位置と役割は、被害者が自己選択できるまでのプロセスを大切に、  
明確に被害者の立場に立つ事。  
ジェンダー※の視点で捉え、暴力で奪われた力と権利を取り戻していく過程を支え、被害者の問題を  
個人の問題としない。

(※ジェンダーとは「〇〇が男らしい女らしい」など社会や文化の中で作られた性別に対する考え方のこと)

### 婦人相談員に求められる基本姿勢 H27年3月婦人相談員支援指針より

- ・援助を担う専門職に求められる基本姿勢は、人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。
- ・婦人保護事業が対象とする女性は、性差別が構造化されている社会の中で、性別役割分担を前提として過重なケア役割を課され、より劣位に置かれる女性労働によって貧困にさらされていること、暴力や、性の商品化などの被害によって尊厳を侵害されている現状に置かれていることを理解する。  
また、力による支配をコントロールが、私生活のみならず、社会の中にも組み込まれていることを見抜く目が婦人相談員には必要である。  
女性であるが故に直面する困難を女性問題として捉え、被害からの回復支援を通して女性のエンパワメント※と権利擁護を図っていくことが肝心である。

(※エンパワメントとは、社会的に不利な状況に置かれた人々の自己実現目指し、その人のマイナス面ではなく、長所・力・強さに着目して援助すること)

※相談員支援者の立場は被害者の立場。中立は被害を不可視化する。  
 人として尊重し、安心して生きられない社会を問題視した上で、今年度、県の基本計画が策定されなければならない。  
 来年度から、困難な問題を抱える女性の支援対象が拡大されるため、県DV被害者等地域支援サポーターの役割を明確化し、支援内容を充実していくべきと考える。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係維持など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「迫害をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった重点を明確に規定、

※旧法の売春防止法では、「被害をなすおそれのある女子に対する権利侵害・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働省告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

→施策の実施内容

■支援調整会議(旧法体)

→関係機関、民間団体で支援内容や連携する場、連携・協働した支援

女性相談支援センター  
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員  
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設  
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
 ⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

存続

売春防止法

第1章 総則  
(法体構成)  
第1条 目的  
第2条 定義  
第3条 法律の施行

第2章 権利処分  
(法体構成)  
第4条 権利処分  
第5条 権利処分  
第6条 権利処分  
第7条 権利処分  
第8条 権利処分

第3章 権利処分  
(法体構成)  
第9条 権利処分  
第10条 権利処分  
第11条 権利処分

廃止

第4章 保護更生  
(法体構成)  
第12条 婦人相談所  
第13条 婦人相談員  
第14条 婦人保護施設  
第15条 婦人保護施設  
第16条 権利処分  
第17条 権利処分  
第18条 権利処分  
第19条 権利処分  
第20条 権利処分  
第21条 権利処分  
第22条 権利処分  
第23条 権利処分  
第24条 権利処分  
第25条 権利処分  
第26条 権利処分  
第27条 権利処分  
第28条 権利処分  
第29条 権利処分  
第30条 権利処分  
第31条 権利処分  
第32条 権利処分  
第33条 権利処分  
第34条 権利処分  
第35条 権利処分  
第36条 権利処分  
第37条 権利処分  
第38条 権利処分  
第39条 権利処分  
第40条 権利処分